

執筆者紹介 (章順)

ヒデミ・スガナミ (Hidemi Suganami = 菅波英美) (第1章)

英国・アペリストウィス大学国際政治学部教授。ロンドン経済政治学院 (LSE) 大学院国際関係研究科博士課程修了。Ph.D. (国際関係論)。

つのだ かずひろ 角田和広 (第3章)

明治大学政治経済学部助手・同大学院政治経済学研究科博士後期課程在籍。同大学院政治経済学研究科博士前期課程修了。修士 (政治学)。

しみず こうすけ 清水耕介 (第4章)

龍谷大学国際文化学部教授。ニュージーランド・ヴィクトリア大学大学院政治学・国際関係研究科博士課程修了。Ph.D. (国際関係論)。

こまつ しろう 小松志朗 (第5章)

早稲田大学政治経済学術院助教。同大学院政治学研究科博士後期課程単位取得退学。博士 (政治学)。

さとう しろう 佐藤史郎 (第6章)

大阪国際大学国際コミュニケーション学部専任講師。立命館大学大学院国際関係研究科博士後期課程修了。博士 (国際関係学)。

あなか ひろあき 安高啓朗 (第7章)

立命館大学国際関係学部准教授。英国・ウォーリック大学大学院政治学・国際関係学研究科博士課程修了。Ph.D. (政治学・国際関係学)。

かわむら ひとこ 川村仁子 (第8章)

東洋大学法学部助教。立命館大学大学院国際関係研究科博士後期課程修了。博士 (国際関係学)。

ち ぎい まさつぐ 千知岩正継 (第9章, 第1章訳)

北九州市立大学国際環境工学部非常勤講師。神戸大学大学院国際協力研究科修士課程修了。修士 (法学)。九州大学大学院比較社会文化学府博士課程単位取得退学。

チェン チンチャン (Chen Ching-Chang) (第10章)

立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部准教授。英国・アペリストウィス大学大学院国際政治研究科博士課程修了。Ph.D. (国際政治学)。

アンドリュー・リンクレイター (Andrew Linklater) (第12章)

英国・アペリストウィス大学国際政治学部ウッドロウ・ウィルソン記念講座教授。ロンドン経済政治学院 (LSE) 大学院国際関係研究科博士課程修了。Ph.D. (国際関係論)。

訳者紹介

さとう ちづ子 佐藤千鶴子 (第1章)

日本貿易振興機構アジア経済研究所海外派遣員 (南アフリカ共和国)。英国・オックスフォード大学大学院セントアントニーズ・カレッジ政治学科博士課程修了。D.Phil (政治学)。立命館大学大学院国際関係研究科博士後期課程修了。博士 (国際関係学)。

やまなか ひとみ 山中仁美 (第10章)

名古屋商科大学経済学部准教授。英国・キール大学大学院政治学・国際関係学研究科博士課程修了。Ph.D. (政治学・国際関係学)。

おおたか まさこ 大瀧正子 (第12章)

龍谷大学アフラシア多文化社会研究センター博士研究員。立命館大学大学院国際関係研究科博士後期課程修了。博士 (国際関係学)。

編者紹介

さとう まこと 佐藤 誠 (終章, 第12章訳)

立命館大学国際関係学部教授。英国・リーズ大学大学院政治学研究科博士課程修了。Ph.D. (政治学)。

おおなか まこと 大中 真 (第2章)

桜美林大学リベラルアーツ学群人文学系准教授。学習院大学大学院政治学研究科博士後期課程修了。博士 (政治学)。一橋大学大学院法学研究科博士後期課程修了。博士 (法学)。

いけ だじょうすけ 池田丈佑 (第11章)

インド・OP ジングル・グローバル大学国際関係学部准教授。大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程修了。博士 (国際公共政策)。

英国学派の国際関係論

2013年10月15日 第1刷発行

定価 (本体 4000 円 + 税)

編者 佐藤 誠
大中 真
池田 丈佑
発行者 栗原 哲也
発行者 株式会社 日本経済評論社

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 3-2
電話 03-3230-1661/FAX 03-3265-2993
E-mail: info 8188@nikkeihyo.co.jp
振替 001310-3-157198

装丁 * 渡辺美知子

シナノ印刷 / 高地製本

落丁本・乱丁本はお取替いたします Printed in Japan

© M. Sato, M. Onaka and J. Ikeda et al. 2013

ISBN 978-4-8188-2292-4

・本書の複製権・翻訳権・上映権・譲渡権・公衆送信権 (送信可能化権を含む) は、© 日本経済評論社が保有します。

・**JCOPY** (出) 出版者著作権管理機構 委託出版物)

本書の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(出) 出版者著作権管理機構 (電話 03-3513-6969, FAX 03-3513-6979, e-mail: info@jcopy.or.jp) の許諾を得てください。

【一次資料】

英国委員会文書

Howard, M. (BC1959) "Vital Interests", *The British Committee on the Theory of International Politics Papers*, Box 5, File 2, the Royal Institute of International Affairs.

Watson, A. (BC1959) "Interests of State other than Vital Interests", *The British Committee on the Theory of International Politics Papers*, Box 3, File 2, the Royal Institute of International Affairs.

Wight, M. (BC1970) "Interests of States", *The British Committee on the Theory of International Politics Papers*, Box 4, File 1, the Royal Institute of International Affairs.

[付記] 本章の内容は、角田和広氏との共同研究に多くを拠っている。様々な知見を快く提供してくれた彼に、この場を借りて感謝の意を表したい。

第6章

ヘゲモニーとしての『アナーキカル・ソサイエティ』

佐藤史郎

英国児童文学の最高傑作の1つに『不思議の国のアリス』がある。その作者、ルイス・キャロル（本名は Charles Lutwidge Dodgson）は、オクスフォード大学の数学と論理学の研究者でもあった。世界中の子どもたちに親しまれているこの物語は、主人公である幼いアリスが、チョッキを着た白ウサギを追いかけ、大きなウサギ穴に飛びこむところから始まる。やっとのことで地底にたどり着いたアリスは、身体が大きくなったり小さくなったり、イモムシやトランプとおしゃべりしたりといったように、奇妙な世界を体験していく。この物語の魅力の1つは、アリスや私たち読者自身が、時間が経つにつれて不思議な世界にあまり驚かなくなってしまう点にある¹⁾。

本章は、英国学派国際関係理論の最高傑作の1つである『アナーキカル・ソサイエティ (*The Anarchical Society: A Study of World Order in World Politics*)』(邦訳名『国際社会論—アナーキカル・ソサイエティ』)(ブル2000)を主に取り扱うものである。ヘドリー・ブルは、この本をオーストラリア国立大学(ANU)時代の1977年に執筆し、後にオクスフォード大学のモンタギュー・バートン記念講座教授として国際関係論を講じた。本章は、いわば白ウサギとして、『アナーキカル・ソサイエティ』という奇妙な世界を案内するものである。ブルの『アナーキカル・ソサイエティ』は、私たちがどういった不思議な世界へと誘い込むのだろうか。

本章のルートマップは以下のとおりである。まず、『アナーキカル・ソサイエティ』それ自体がもつ知のヘゲモニーを確認することから始める。つぎに、『アナーキカル・ソサイエティ』において、国際秩序と国際正義が衝突する分

野の1つとされた核兵器の問題に焦点を当てる。そして、核兵器をめぐる国際秩序と国際正義に関するブルの見解を検討することにより、『アナーキカル・ソサイエティ』におけるもう1つの知的ヘゲモニーを明らかにする。これら2つの知的ヘゲモニーをみることで、『アナーキカル・ソサイエティ』が描く奇妙で不思議な世界に足を踏み入れることにしよう。

1. ウェスタン・ヘゲモニー

それでは、ブルによる「国際社会 (international society)」の定義を確認したうえで、『アナーキカル・ソサイエティ』それ自体がもつヘゲモニー性をみてみよう。

(1) 国際社会とは何か

ブルは国際社会を以下のように定義している。

「主権国家から成る社会」(あるいは、国際社会)が存在すると言えるのは、一定の共通利益と共通価値を自覚した国家集団が、——その相互関係において、それらの国々自身が、共通の規則体系によって拘束されており、かつ、共通の諸制度を機能させることに対してともに責任を負っているとみなしているという意味で——一個の社会を形成しているときである。(ブル 2000: 14)

すなわち、ブルは「主権国家システムの存在=国際社会」として捉えていたのではない。ブルは、主権国家システムの存在に加えて、同システムを構成する主権国家群が、共通の価値・利益・規則・制度を認識している状況を国際社会と呼んだのであった。そのうえで、「主権国家から成る社会、あるいは国際社会の主要な基本的目標を維持する活動様式のこと」を「国際秩序 (international order)」として定義したのである(ブル 2000: 9)。

ブルが提示した国際社会の概念は、世界認識に関連して、少なくとも2つの特徴をもっている。第1の特徴は、『アナーキカル・ソサイエティ』の原題で

示されているように、無政府的な世界を「社会」として認識している点である。私たちが住む世界には、世界政府もしくは世界連邦といったように、主権国家の上位に位置するような中央集権的な政治的権威が存在していない。私たちの住む世界は無政府的な世界なのである。だが、ブルは、無政府的な世界を社会として認識しているため、無政府的な世界であることが、すぐさま混沌もしくは無秩序な世界を意味するものではない、との認識をもっていたといえよう。

第2の特徴は、無政府的な世界の存在をめぐる認識である。米国国際関係論の新現実主義 (neo-realism)、とりわけ構造的現実主義 (structural realism) のケネス・ウォルツは、ブルと同じく、私たちの住む世界が無政府的な世界であるとの認識をもつ。しかしながら、ウォルツが無政府的な世界という構造が国家の行動を規定すると強調するのに対して (Waltz 1979)、ブルは無政府的な世界の構造と国家の行動は互いに影響を与えあっているという相互作用を見落とすことはなかった。ブルにとって無政府的な世界の構造は、決して所与のものではなく、主権国家群自らが形成した結果として、はじめて存在しているのである²⁾。

(2) 『アナーキカル・ソサイエティ』の問題点

ブルの『アナーキカル・ソサイエティ』は、国際社会という概念のほかに、理念型として、「ある特定の種類の国際的集合体」を意味する「国際システム (international system)」(ブル 2000: 13) という概念と、「全人類から成る大社会」を意味する「世界社会 (world society)」(ブル 2000: 22) という概念を提示していることから、国際関係論の学徒にユニークな視点を提供している (Suganami 2005)。

ブルは、国際社会の「制度」として、勢力均衡・国際法・外交・戦争・大国の協調の果たす役割を重視している。したがって、ブルの『アナーキカル・ソサイエティ』は、大国間関係を主軸とする国際秩序の模索にすぎず、また国際社会が抱える問題を軍事的イシューに限定していると批判できよう。これらの批判はあながち間違いではない。私たちが住む世界には、大国以外の重要な主体も存在しており、また軍事問題以外にも貧困問題や環境問題なども発生しているからである。そのため、ブルの描く国際社会が、国際社会の現実の一部に

すぎないというのはもっともだと思われる。とはいうものの、大国の行動が国際秩序に大きな影響を及ぼしていること、また国際社会が抱える問題の1つとして軍事問題が発生していることは疑いようのない事実であろう。とすれば、ブルの『アナーキカル・ソサイエティ』は、見方を変えれば、大国間関係と軍事的イシューから国際社会を専ら検討しているからこそ、きわめて重要な研究であるともいえるのではないだろうか。

むしろ批判すべきなのは、ブルの『アナーキカル・ソサイエティ』が、西洋中心主義の視点をもつという点である。主権国家システムは、対内主権（領域権）と対外主権（独立権）をもつ国家から成る国際システムである。主権国家システムの成立は、ヨーロッパという「1つなるキリスト教共同体」から、「より世俗化されたヨーロッパ」への移行を意味していた（高澤1997）。しかし、国際システムは主権国家システムだけではない。たとえば、朝貢関係もしくは冊封関係に基づく東アジア型国際システム、シャリーアの「イスラムの家（dar al-Islam）」と「戦争の家（dar al-harb）」に基づくイスラム型国際システムなどがあつた。それゆえ、ブルの『アナーキカル・ソサイエティ』は、主権国家システムの普遍性を前提に、国際社会の議論を展開しているのである。いいかえれば、ブルの『アナーキカル・ソサイエティ』は西洋型国際社会論といえよう。

また、『アナーキカル・ソサイエティ』は、近代のヨーロッパ諸国間における「文明」の秩序をベースに国際社会を描いているにすぎない。しかし、近代ヨーロッパ諸国は、ヨーロッパ以外の「野蛮」な国に対しては、帝国主義や植民地主義に基づいた秩序を形成ならびに維持していた。ブルは、この後者の秩序にほとんど注意を払わずに、国際秩序を論じているのである（Keene 2002）。木畑洋一が指摘するように、「ヨーロッパにおける西欧国際体制による『平和』は、非ヨーロッパ世界におけるヨーロッパ列強の争いと、非ヨーロッパ世界の人びととの犠牲のうえに確保されていたといっても過言ではない」（木畑1997: 19-20）。ブルの歴史認識は西洋中心主義に彩られているのである。

さらに興味深いのが、アダム・ワトソンとの共編著『国際社会の拡大（*The Expansion of International Society*）』のなかに収められている「西洋に対する反乱（*The Revolt against the West*）」と題するブルの論考（Bull 1984a）である。

ブルは、（西洋型）国際社会の拡大は、非西洋地域による西洋への反乱という危険性を伴うもので、その兆候として、(1)主権平等への闘争、(2)旧植民地宗主国からの政治的独立、(3)人種平等への闘争、(4)経済的正義への闘争、(5)西欧の知的ならびに文化的優越性に対する闘争をあげている（Bull 1984a: 220-4）。ブルにとって非西洋地域とは、国際秩序を攪乱するいわば問題児ともいべき存在であったのだ。

このように、ブルの『アナーキカル・ソサイエティ』には、西洋中心主義に基づく国際社会像とその普遍性を正当化するという、知のウェスタン・ヘゲモニー（Western hegemony）が内在している。このウェスタン・ヘゲモニーの背景には、西洋型モデルのみが人間と社会に発展をもたらすという「単線発展径路」の認識が強く作用している³⁾。そこに、東アジア発展径路のほか、温帯発展径路や熱帯発展径路といった「複数発展径路」の模索（杉原2010）というグローバルな視野に立つ知の探究は一切みられない⁴⁾。『アナーキカル・ソサイエティ』は、西洋中心主義という奇妙な世界に、私たちを誘い込むのだ。

ただし、ブルは非西洋地域を軽視していたわけではない。

また、今日、芽生えつつある世界市民的文化は、それが支えとして役立つとされる国際社会と同様に、西洋の支配的な文化に有利に組織・構成されていることも認めなければならない。世界的国際社会と同じように、それが依拠する世界市民的文化が、もし真に普遍的なものとなり、普遍的国際社会の基礎となるには、ますますいっそう大規模に、非西洋的な要素を取り入れる必要があるであろう。（ブル2000: 378-9）

つまり、国際社会の未来は、非西洋的要素をうまく取り入れるかどうかにかかっている、と述べているのである。しかしながら、この主張は、「西洋に対する反乱」の内容から推論することが許されるのであれば、西洋型国際社会が普遍的な国際社会へと拡大していくためには、非西洋的な要素を取り入れる必要があるということであって、あくまでも普遍的国際社会の中心には西洋の諸価値をベースとした西洋型国際社会が位置している／しなければならないという規範ないし信念を、ブルは強くもっていたのではないだろうか⁵⁾。ブルは、西

洋型国際社会の普遍主義を説くために、『アナーキカル・ソサイエティ』を執筆しているようにも思われるのである。いずれにせよ、ブルは、非西洋地域が国際秩序を攪乱しうる問題児と考えていた一方で、国際社会の将来は西洋地域と非西洋地域との関係性に強く依存していると考えていたのであった。

ブルの『アナーキカル・ソサイエティ』にはウェスタン・ヘゲモニーが内在している。しかし、そのことで同書の意義がなくなるわけではない。現在、主権国家システムは、地球上表面のほぼ全域を覆っているといつてよい。主権国家システムは、国際社会を構成する主要な政治的単位となっているのである(河野 2002)。それゆえ、西洋に起源をもつ主権国家システムが、いまや地球規模に展開しているのはなぜか、この問題の回答を検討する際にブルの『アナーキカル・ソサイエティ』は重要な出発点の1つとなろう。

さらに、ブルの『アナーキカル・ソサイエティ』は、私たちの住む世界の「変容」を検討する後世の研究者に、多大な影響をあたえている。ブルが『アナーキカル・ソサイエティ』を書いたのは1970年代であった。この1970年代を軸に、(1)1990年代に顕著となったグローバル化を踏まえるのであれば、国際社会は(ブルが用いた世界社会の概念とはやや異なるものの)世界社会へと移行したのではないか(Buzan 2004)、(2)2000年代から一層深刻化したグローバルな諸問題に関連して、国際社会の構成員や地理的範囲などに変化がみられるのではないか(Hurrell 2007)といった重要な問いかけがなされているのである⁶⁾。

ただし、国際社会変容論者は、ブルの『アナーキカル・ソサイエティ』にウェスタン・ヘゲモニーが内在していることを常に強く意識しておかなければ、自らの研究が西洋型国際社会の普遍主義という知的ヘゲモニーを病的に強化してしまう、ということを忘れてはならない。また、私たち読み手自身も常にウェスタン・ヘゲモニーの存在を意識しなければ、西洋中心主義という奇妙な世界にあまり驚かなくなってしまう危険性がある。大切なのは、『アナーキカル・ソサイエティ』のヘゲモニー性と一定の距離を置きつつ、『アナーキカル・ソサイエティ』をもとに、国際社会や正義と秩序をめぐる諸問題を検討していくことなのである⁷⁾。

2. スナップショット・ヘゲモニー

つぎに、核兵器の拡散をめぐる国際秩序と国際正義に関するブルの見解を検討することで、『アナーキカル・ソサイエティ』に内在するもう1つの知的ヘゲモニーを明らかにしたい。すなわち、ブルの『アナーキカル・ソサイエティ』は、核拡散防止条約(NPT)の不平等性は核兵器国が核軍縮することを前提に成立しているという背景を切り離す効果をもっているのである。

(1) 国際秩序と国際正義の関係

『アナーキカル・ソサイエティ』は、その序論で述べられているように、「世界政治における秩序の研究であつて、正義の研究ではない」(ブル 2000: xxi)。「アナーキカル・ソサイエティ」は、国際秩序を重点的に取り扱った研究書との位置づけになっているのである。

とはいえ、『アナーキカル・ソサイエティ』の第4章「世界政治における『秩序』対『正義』(Order versus Justice in World Politics)」では、正義というものが「秩序という背景があつて、はじめて実現できるものである」と述べられている(ブル 2000: 109)。それゆえブルは、秩序と正義の緊張関係を強調しており、かつ、国際秩序なしにより大きな国際正義を実現することはできないと考えていたのであった(Linklater and Suganami 2006: 149)⁸⁾。

ブルにとって秩序と正義は衝突する可能性が大きかった。そして、国際秩序と国際正義が「互いに衝突する1つの分野」(ブル 2000: 292)というのが、核兵器の保有と拡散の問題にほかならなかつたのである。はたしてブルは、核兵器をめぐる国際秩序と国際正義の緊張関係をどのように考えていたのであろうか。

(2) 核兵器をめぐる国際秩序と国際正義の関係

まず、核兵器と国際秩序の関係から考察してみよう。ブルは、1970年代の国際政治状況にかんがみて、核兵器の廃絶が困難であることから、人類を滅ぼす核戦争を回避することが、国際社会の重要な基本的目標の1つであると考え

ていた。したがって、(核抑止が常に機能するとは考えていなかったが)米ソ間での相互核抑止関係が安定しうること、それが核戦争の回避を意味することから、国際秩序にとって望ましいとされたのである。ブルにとって核兵器とは、大国家に「思慮深さや自制心を維持し発展させる可能性」をもっているのであり(ブル2000:345)、それゆえに、核兵器の廃絶が困難な状況であるかぎりにおいて、「核保有国間で相互核抑止関係が果たしている肯定的役割を承認しなくてはならないであろう」と述べているのである(ブル2000:154)。つまり、米ソといった超大国が保有する核兵器は、国際秩序の安定をもたらさしうとと考えていたのであった。そして、ブルは、米ソ間の相互核抑止関係を安定させる制度として、また核戦争を回避するための重要な制度として、NPTを肯定的に捉えていたのである。

ブルにとって非西洋地域は、ウェスタン・ヘゲモニーの文脈で指摘したように、国際社会の秩序を乱す危険性があった。この考えは核兵器と国際秩序の関係に対する見解にも表れている。ブルは、非西洋地域世界の勃興が(西洋型)国際社会の秩序を攪乱するのではないかとの危機感を抱いており、その兆候というべきものが非西洋地域における核兵器の拡散であった(Ayson 2012)。非西洋地域の非核兵器国が核兵器を保有することは、米ソ間での相互抑止関係を不安定にさせる危険性があることから、NPTをベースとする国際秩序の安定にとって決して望ましいものではなかったのである。

つぎに、核兵器と国際正義の関係を考察してみよう。ブルは、「世界政治における正義の要求」の1つとして、「核保有国と非核国」に関する「特権あるいは差別の除去に対する要求」を指摘している(ブル2000:101)。具体的には、つぎのように述べている。

核兵器の保有に関しての平等という意味での国際正義は、完全核軍縮によるか、あるいは、核兵器がすべての国家や国家圏にとって使用可能であるようなシステムによってのみ、完全に満足させることができる。この点に関するかぎり、核兵器保有国と非保有国とを区別するような体制は、いずれも異議申し立てを受けることになる。(ブル2000:291-2)

ここでいう、「核兵器保有国と非保有国とを区別するような体制」とはNPTを指す。NPTは、同条約の締約国を「核兵器国」と「非核兵器国」とに分類しており(第9条3項)、前者が核兵器を製造ならびに取得することができるのに対して(第1条)、後者はそのような核兵器のオプションを放棄している(第2条)。それゆえNPTは、法の前の平等という点からすれば、形式的に不平等であることはいうまでもない。ブルはNPTに不平等性という問題が存在していることを意識していたのである。

さらにブルは、別の論考において、米ソ間の相互核抑止関係を安定させるNPTという制度は、非西洋地域の第三世界から「超大国による支配の1つの手段」とみなされていることを指摘している(Bull 1975:177)。ブルにとってNPTは、その不平等性ゆえに、米ソが共同して新たな核兵器国の登場を防止するという覇権的な性格をもつ制度でもあったのだ。であるからこそ、核兵器を保有する大国は、非核兵器国による「核の正義の要求」を満足させるように努めなければならない、とブルは主張したのである(ブル2000:275)。それゆえブルは、(1)米ソ間の相互核抑止関係は国際秩序に安定をもたらす可能性があるものの、(2)その米ソ間における相互核抑止関係の安定を支える「核兵器保有国と非保有国とを区別するような体制」は、国際正義の視点から挑戦を受ける可能性があり、(3)したがって、この「核の正義の要求」を満たすことができなければ国際秩序は不安定になりうる、と考えていたのであった。

それでは、具体的には、どのようにして「核の正義の要求」を満たすことができるのだろうか。ブルは、別の論考のなかで、以下のように述べている。

核兵器の保有に関する完全な国際正義は、完全なる核軍縮の遂行か、あるいは、すべての国家が核兵器を使用できるような国際体系によって、実現することができる。しかしながら、これらの代替策は、いずれも実現できるとは思われなかったために、一部の国が核兵器を保有し、かつ、一部の国が核兵器を保有しない、という状況を世界は受け入れなければならないのである。このことは、現在の境界線が唯一の可能なものというのではなく、また、他の多くの境界線が少なくとも相対的により正義となりうるということも意味するのではない。(Bull 1975:179)

要するにブルは、(1)「完全なる核軍縮の遂行」によって可能となる「核兵器の保有に関する完全な国際正義」は実現不可能であり、(2)また、「すべての国家が核兵器を使用できるような国際体系」のもとで「核兵器の保有に関する完全な国際正義」を実現することも不可能であり、(3)したがって、国際社会は「一部の国が核兵器を保有し、かつ、一部の国が核兵器を保有しない」という〈核兵器の国際不正義〉を受け入れなければならない、と分析しているのである。

そして、『アナーキカル・ソサイエティ』のなかでつぎのように主張する。

……問題は、核兵器保有国と非保有国との間に一線を画すべきか否かではなく、むしろ、そのような一線を画すべき場合に、いずれの国家を核クラブの仲間に入れ、いずれの国家を排除すべきなのかということである。
(ブル 2000: 292)

つまり、NPTの不平等性に対する非核兵器国の不満への対処方法として、既存の核兵器国が新たな核兵器国を受け入れることができるかどうか、その調整と選択こそが国際秩序の安定にとって重要であるとブルは考えていたのである(Ayson 2012: 70)。この〈核兵器の国際不正義〉への対処方法は、核兵器を保有したいと考える一部の非核兵器国がもつ「核の正義の要求」を満足させ、その結果として、米ソ間の相互核抑止関係と国際秩序を安定させるかもしれない。しかしながら、「一部の国が核兵器を保有し、かつ、一部の国が核兵器を保有しない」という〈核兵器の国際不正義〉の構造そのものは残り続けるということになる。ブルの〈核兵器の国際不正義〉への対処方法は、いわば対処療法にすぎないのである。ブルは、核兵器をめぐる国際秩序と国際正義について、完全なる国際正義を実現することよりも、(1970年代に限定した)一時的な国際秩序の安定を重視していたといえよう。

しかしなぜ、ブルはNPTの不平等性を維持したまま国際秩序の安定を試みなければならないと主張しているのだろうか。ブルにとって国際秩序の維持は、大国の協調に基づく制度の正統性を維持できるかどうかにかかっていた。具体的には、大国が自国以外の国を大国クラブのメンバーとして受け入れることが

できるかどうか重要だったのである(Dunne 1998: 147)。ただ、この見解は、『アナーキカル・ソサイエティ』を執筆した1970年代の状況を前提としていたことに注意すべきであろう。なぜならブルは、後に、大国間の協調に基づく秩序は大国以外の諸国に秩序をもたらさないと新たな見解に立ち、「多元主義(pluralism)」から「連帯主義(solidarism)」へと立場をかえたという1つの主張がなされているからである(Dunne 1998: 146-7)。

(3) 『アナーキカル・ソサイエティ』の問題点

ブルは、核兵器をめぐる国際秩序と国際正義の関係について、「核兵器の保有に関する完全な国際正義」を実現することは不可能であることから、「一部の国が核兵器を保有し、かつ、一部の国が核兵器を保有しない」という〈核兵器の国際不正義〉を非核兵器国は受け入れなければならないと考えていた。そして、核兵器国は、非核兵器国による〈核兵器の国際不正義〉への不満を解消しなければならないとも考えていた。しかしながら、ブルは、〈核兵器の国際不正義〉という構造、つまりNPTの不平等性そのものを解消する必要性を強調しなかったのである。

しかしながら、NPTの第6条の形成過程を振り返るのであれば、ブルの見解には大きな問題がある。ブルは1つの重要な側面を見落としているからである。すなわち、「核兵器の保有に関する完全な国際正義」を実現したいと考える一部の非核兵器国は、核兵器国が「完全なる核軍縮の遂行」を道義的に約束しているからこそ、NPTという〈核兵器の国際不正義〉を一時的に認めているという点を切り離しているのである⁹⁾。いいかえれば、ブルの『アナーキカル・ソサイエティ』は、非核兵器国は〈核兵器の国際不正義〉を受け入れなければならないという風景をスナップショットで強調している一方、他方で将来的に解決されることを前提に非核兵器国は〈核兵器の国際不正義〉を一時的に承認しているという事実を切り離す効果をもっているのである。NPTの第6条は「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍縮の縮小に関する効果的な措置につき、並びに嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ安全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する」と規定する。すなわち、第6条の内容は、あくまで「誠実に交渉を行う」ことであっ

て、そこには核兵器に関する交渉を完結させる法的義務が含まれていない。しかしながら、この第6条には、核兵器に関する交渉を完結させるとの道義的義務が課されているのである。

1967年の18カ国軍縮委員会(ENDC)の議事録には、第6条に関する内容をめぐって、核兵器国側と非核兵器国側が激しい議論を交わしたことが記されている。なかでも問題となったのが核不拡散と核軍縮の関係性であった。非核兵器国側は、核兵器のさらなる拡散を防止するためには、核兵器国側も核軍縮を行わなければならないと強く主張した。たとえば、ビルマは「1つの不拡散の方向性は、もう1つの不拡散の方向性と組み合わせなければならない」と述べ、NPTは核不拡散と核軍縮を取り扱わなければならないと主張した(ENDC/PV.295, paras. 54 and 55, 21 March 1967)。また、インドは、核軍縮の義務を明記しないのであれば、核兵器国と非核兵器国という不平等性がNPTのもとで恒久化されてしまうとの鋭い批判を行っている(ENDC/PV.298, para. 31, 23 March 1967)。これに対して核兵器国側は、核不拡散と核軍縮をリンクさせることに強固に反対した。たとえば、英国は、核軍縮のためには核不拡散を徹底させることが先決であると述べて、核不拡散と核軍縮をリンクさせることに反対する(ENDC/PV.307, para. 14, 22 June 1967)。だが、最終的に核兵器国側は、非核兵器国側の要求におされるかたちで、核不拡散を実現するためにも、そしてNPTの不平等性を解消していくためにも、核軍縮を将来に行うとの道義的義務を不承不承に受け入れたのであった。NPTの第6条の形成過程は、黒沢満が述べるように、核兵器国側が核軍縮の約束をすることと引き換えに、非核兵器国側は核不拡散の約束をした、ということを示しているのである(黒沢1986:181)。いいかえれば、NPT第6条の形成過程は、核兵器国が核軍縮を行うという道義的義務があるがゆえに、非核兵器国はNPTの不平等性を一時的に承認していることを示しているといえよう。核軍縮を行うこと、それは〈核兵器の国際不正義〉が解決されることにほかならない。

したがって、ブルの「核兵器をめぐる国際秩序の安定のためには、NPTという〈核兵器の国際不正義〉を受け入れなければならない」という言説は、1つのスナップショットにすぎない。このスナップショットは、「〈核兵器の国際不正義〉が解決されることを前提に、核兵器をめぐる国際秩序が維持されて

いる」という重要な事実を切り離す効果をもっているのだ。スナップショット・ヘゲモニーは、ブルが秩序と正義の緊張関係を重視しすぎるあまり、国際秩序と国際正義の相互作用を軽視するという誤りをおかしていることを示しているといえよう。私たちには、スナップショット・ヘゲモニーに留意しつつ、ブルの『アナーキカル・ソサイエティ』を参照しながら、核兵器をめぐる国際秩序と国際正義を検討していくことが求められているのではないだろうか。

おわりに

本章の目的は、国際関係論の学徒であれば必ずや学部時代に一読しなければならないといってよい、英国学派の代表的人物の1人であるブルの『アナーキカル・ソサイエティ』について、そのヘゲモニー性を明らかにすることであった。

ブルの『アナーキカル・ソサイエティ』には、西洋型国際社会像の普遍主義とその正当化というウェスタン・ヘゲモニーと、「核兵器をめぐる国際秩序の安定のためには、NPTという〈核兵器の国際不正義〉を受け入れなければならない」というスナップショット・ヘゲモニーが内在している。私たちは、これらのヘゲモニー性との緊張関係を保たなければ、『アナーキカル・ソサイエティ』を読むにつれて、西洋中心主義と国際秩序の優先的重視という奇妙な世界にあまり驚かなくなることであろう。

冒頭で紹介した『不思議の国のアリス』は、アリスがお姉さんの膝で目を覚ますことで、その物語を終える。お姉さんは、アリスが話す不思議の国に夢心地になりつつも、それが非現実的であることはわかっていた。だからこそ、「そりゃ、目をあければ、なにもかも、つまらない現実に戻ってしまうことはわかっていたんだよ」(キャロル1994:174)と述べているのである。私たちは、ブルの『アナーキカル・ソサイエティ』が知的ヘゲモニーを備えていることを今や知っている。しかし、だからといって、『アナーキカル・ソサイエティ』が描く奇妙な世界に足を踏み入れなければ、少し物足りない国際関係論の世界のなかに居座り続けることになる。私たちは、時には、アリスのお姉さんが不思議の世界を楽しんだように、ブルが描く奇妙な世界を楽しんでみては

どうだろうか。ブルの『アナーキカル・ソサイエティ』は、知的ヘゲモニーが内在しているものの、国際社会や秩序と正義に関する諸問題について、私たちに新たな知見を提供する可能性を十分に秘めているのだから。

注

- 1) そのほか、『不思議の国のアリス』のおもしろさは、英語の「言葉遊び」が散りばめられている点にもある。たとえば、稲木・沖田（2010）を参照のこと。
- 2) この点について、ブルが提示した国際社会の概念は、社会構成主義（social constructivism）の立場に近いといえよう。たとえば、アレクサンダー・ウェントは、無政府的な世界を形成しているのは国家自身である、と主張している（Wendt 1992）。
- 3) 先にあげたワトソンは、国際社会を検討するために、西洋地域の国際システムに加えて、非西洋地域の国際システムも取り上げている（Watson 2009）。しかしながら、国際社会の展開を「進化（evolution）」として捉えていることから、ここでもやはり単線発展径路の認識が強く作用していると思われる。
- 4) 私たちの住む世界を温帯地域世界と熱帯地域世界とに大別して検討することは、世界認識における方法論の1つとして、とても興味深い作業だといえよう。この点については、杉原・脇村・藤田・田辺（2012）を参照のこと。
- 5) たとえば、スタンレー・ホフマンは、国際社会は正義に対する非西洋地域の要求を満たしていく際に西洋の諸価値を放棄してはならない、とブルが説いていたことを指摘している（Hoffman 1990: 30）。
- 6) 英国学派と国際社会論が直面する課題の詳細については、Bellamy（2005）を参照されたい。
- 7) この点に関連して、日本でも優れた研究が蓄積されつつある。たとえば、三浦（2003）は、「ネットワーク」というユニットを通じて、「多様な権威の混在」と「権威の多元化」が今日の世界においてみられることから、国際社会がアナーキーから「ヘテラーキー（heterarchy）」な社会へと移行しているとの鋭い指摘を行っている。また、篠田（2007）は、ブルの国際社会の概念が西洋中心主義であることに注意を払いながら、「複数の国際社会（international societies）」の存在を指摘し、そのうえで国際社会の秩序を検討していることから大変示唆に富む。そして、細谷（2012）は、ブルの国際社会の概念に触れつつも、均衡・協調・共同体に基づく3つの体系を国際社会の秩序原理とすることで、国際秩序が変容するダイナミクスを刺激的に描いている。
- 8) ブルは1980年代から秩序よりも正義に強い関心をもつようになる。たとえば、カナダのウォータールー大学で行ったハガイ記念講義の内容は『国際関係における正義（Justice in International Relations）』（Bull 1984c）としてまとめられている。
- 9) そのほか、NPTの不平等性は以下の理由で非核兵器国に受け入れられたと考えられる。第1に、NPTの前文で明確に示されているように、締約国の非核兵器国

は、核兵器のさらなる拡散が核兵器の廃絶を一層困難なものとするだけでなく、核戦争勃発の危険性が高まるとの認識をもっていたこと。第2に、「核兵器国がこれ以上増えることは自国の安全保障にとってマイナスであるという判断によるもので、差別性に対する不満よりも核拡散を防止することのメリットのほうが大きいという計算が優先された」（岩田 1996: 81）こと。第3に、一部の非核兵器国は、自国の安全を確保するために、自らが核兵器を保有するよりも、米ソいずれかの拡大抑止のもとで自国の安全を確保することにメリットを見出したこと（納家 2000: 10）。第4に、非核兵器国としてNPTの締約国となることで、原子力の平和利用の恩恵を受けることができるというメリットを見出したことである。